

足尾銅毒事件関係年表概略 (1877~1909年)

年代	足尾銅山関係	鉱毒事件関係	政治情勢
一八七七年(明治十年)	古河市兵衛所有		
一八八一年(明治十四年)	鷹の巣坑で直利捕捉		
一八八四年(明治十七年)	本口坑で大直利捕捉		
一八八五年(明治十八年)	院内、阿仁両鉱山払い下げ	渡良瀬川の魚類に異常	松方緊縮政策
一八八七年(明治二十年)	松木大火で直利橋製錬所焼失	渡良瀬川沿岸大洪水により被害以後連年化	
一八八八年(明治二十年)	ジャーディン・マジソン商会との買銅契約		
一八九〇年(明治二十三年)	四大工事(水套式溶鉱炉、鉄索、水力発電所、古河橋)完成 粉鉱採集器設置	足利郡吾妻村議会、足尾銅山の鉱業停止を県に訴える	大日本帝国憲法体制(立憲君主制) 鉱業条例公布
一八九一年(明治二十四年)		第二回帝國議会で田中正造代議士が鉱毒問題を追及	第一次松方正義内閣 農商務大臣陸奥宗光
一八九二年(明治二十五年)		栃木県古河と被害民との補償案提示後に示談成立 群馬県古河との示談契約	
一八九三年(明治二十六年)	ベッセマー転炉操業 シカゴ万博足尾銅山成果報告	別子銅山鉱毒問題沸騰	
一八九四、五年(明治二七、八年)		大洪水頻発 栃木、群馬県鉱毒事務所(雲竜寺) 第一回鉱毒予防工事命令	日清戦争 三国干渉
一八九六年(明治二十九年)	通洞坑竣工により有木坑、小滝坑と貫通開発促進	東京押出し 足尾銅山鉱毒調査委員会(第一次) 第二回鉱毒予防工事命令	松方、大隈連立内閣 農商務大臣樺木武陽 ↓大隈重信
一八九七年(明治三十年)	第三回鉱毒予防工事命令にあたり、小滝製錬所を廃止し、直利橋製錬所に集約	第三回鉱毒予防工事命令	
一八九八年(明治三十一年)		地租減免、東京押出し	隈板内閣(政党内閣) 憲政党(田中正造議員所属)
一九〇〇年(明治三十三年)	バリ万博足尾銅山の成果報告 大賞牌受賞	東京押出し(川俣事件) 佐賀銅山操業停止	
一九〇一年(明治三十四年)		田中正造天皇直訴 小坂銅山鉱毒問題	
一九〇二年(明治三十五年)	生鉱吹試験開始(明治三十九年本格操業)	第四回鉱毒予防工事命令	
一九〇三年(明治三十六年)	第五回内閣勸業博覧会で足尾銅山名譽金牌	足尾銅山鉱毒調査委員会(第二次) 松木村廃村	
一九〇四年(明治三十七年)		第五回鉱毒予防工事命令	
一九〇七年(明治四十年)	足尾暴動	渡良瀬遊水地計画	日露戦争
一九〇九年(明治四十二年)	宇都野火薬庫完成	谷中村買収案 日立銅山煙害問題 谷中村土地収用認定公告	
		足尾銅山鉱毒調査委員会(第三次)	

ナル惨状を呈スルニ至ルヤ毛瀨り知ル可ラズ、政府之ヲ緩慢ニ付シ去ル理由如何、既往ノ損害に對スル救済ノ方法如何、將來ノ損害に於ケル防遏ノ手順如何」という追及が国会の場で始まる。(8)

これに對し時の農商務大臣陸奥宗光の答弁は鉱毒の存在を認めながらも、古河が海外より取り寄せた粉鉱採集器により経過を見ているとしている。(1)(2)

翌年栃木県を皮切りに群馬県でも古河と被害民との示談交渉の斡旋に乗り出し、決着の方向が探られている。(1)(6)

一八九三年(明治二十六年)足尾銅山では世界で二番目のベッセマー転炉の操業が始まっており、これまで銅を製錬するのに三十二日掛ったものが僅か二日で出来るという画期的な煉銅炉の登場である。ここに銅製錬の近代化がほぼ完成する。(9)

この年、年表の如く足尾銅山の技術はシカゴ万博に出品され、ベッセマー転炉についても報告されている。(10)

一八九四年(明治二十七年)は日清戦争が勃発した年であり、翌年日本は勝利し、国中が沸き返っていたが、直後、所謂三国干渉により中国遼東半島の返還を余儀なくされている。ここに日清戦争後経営、すなわち列強に負けない軍備力増強が急がれたのである。

翌年、注(2)第四回内閣勸業博覧会で足尾銅山は名譽金牌を受けている。その表彰に際し、天皇より「殖産興業ノ道遂次旺盛ニ赴クハ朕ノ深ク嘉ニスル所ナリ(中略)汝等臣民基レ益々奮勵シテ息ルコト勿レ」との言葉を頂いている。(3)

更に、注(2)第五回内閣勸業博覧会に於いても同金牌を受賞している。(11)

この一連の流れは政府、工業会にとつ

て足尾銅山が殖産興業の上で欠かすことができない重要な鉱山であることを認識しているものであり、後の足尾銅山鉱毒事件調査委員会、更には鉱毒予防工事命令にも影響を及ぼすことになる。

このように戦争(日露戦争も)を挟んで、鉱害反対運動は一時下火となる。(8)

一八九六年(明治二十九年)足尾銅山では通洞坑竣工により有木坑、小滝坑と貫通し、採掘の上で開発が大きく促進された年である一方で、七月、九月と大洪水が渡良瀬川流域広範に襲い、大きな被害を起こして、国としては座視できず、第一回鉱毒予防工事命令を発するが、この予防工事命令は総括的な内容に止まっている。

一八九七年(明治三十年)相次ぐ鉱毒被害に對し、被害民は所謂「東京押出し」という実力行使に及ぶことになる。この行動に国は危機感を強め、足尾銅山鉱毒事件調査委員会(第一次)を設置し、鉱毒問題に對し鉱業停止の可否、鉱害防除に對して解決策を探らうとした。(8)

この鉱毒調査委員会のメンバーは当初、九名で構成され(三月二十四日)、その段階では鉱業停止が主流であったという。その二日後、新たに七名の委員が加えられ、鉱業派、農業派に分かれ激論が交わされている。(2)(8)(12)

特に、渡辺 渡東京帝大工科大学教授、工学博士(第一次から第三次足尾銅山鉱毒調査委員会を通して鉱毒調査委員を務めているのは彼だけである。)による鉱業重視の強力な意見により、委員会は次第に鉱業停止から鉱毒予防という方向に傾いた。これは本人談である。(2)

当初鉱業停止止むなしと唱えていた委員、内務省土木技官古市公威であり、内